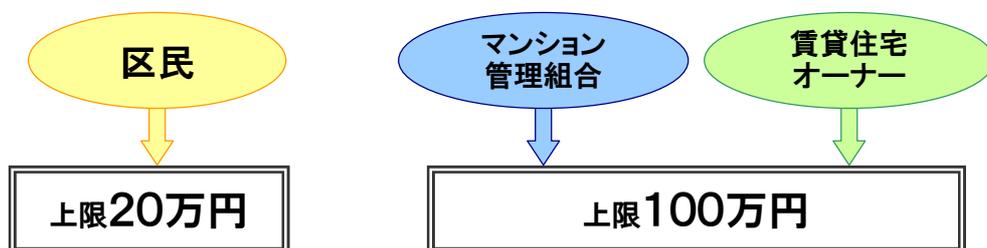


# 品川区住宅改善 工事助成事業

この制度は、区民や賃貸住宅オーナー、マンション管理組合が既存住宅について区内施工業者を利用し、環境やバリアフリー等に配慮したリフォーム工事を行う場合に、工事費用（建材・設備の購入・施工等にかかる費用の合計で消費税抜き）の一部を助成する制度です。

## ◆助成制度の概要

助成金額 工事費用（消費税抜き）の10%を助成



申込期間 平成25年4月1日(月)～平成26年2月28日(金)

※工事完了は平成26年3月31日まで

※助成交付額が予算総額に達した時点で受付を終了します（先着順）

予算総額 2600万円

- I. 対象工事 ⇒ 2～3ページ
- II. 申込要件 ⇒ 4ページ
- III. 提出書類 ⇒ 5～6ページ
- IV. 手続きの流れ ⇒ 7ページ
- V. その他 ⇒ 8ページ



お問い合わせ

品川区 都市環境事業部 都市計画課 住宅運営担当  
〒140-8715 品川区広町2-1-36（本庁舎6階）  
Tel 5742-6777

# I. 対象工事

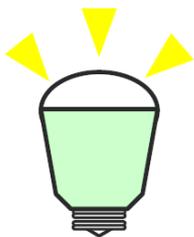
## ◆助成対象工事等一覧

		工事内容	基準など
助成対象	①エコ住宅改修	LED 照明器具設置 【証】※1・【写】※2	既存の照明をLED 照明器具（原則としてエネルギー消費効率が器具全体の効率で1Wあたり20lm以上）に変更 ※LED 照明器具の取り替えだけでなく、配線工事等必要不可欠な工事が伴うものが対象
		遮熱性塗装 【証】・【写】	屋上・外壁・ベランダのいずれかに遮熱性塗料（原則としてJISで定める試験法に基づき近赤外線領域における日射反射率50%以上）を使用
		日射調整フィルム設置 【証】・【写】	窓に日射調整フィルム（原則としてJISで定める試験法に基づき遮蔽係数0.85以下、熱貫流率5.9w/m <sup>2</sup> k以下）を設置
		断熱化 【証】・【写】	窓の断熱改修、外壁・天井・床等に断熱材を施工
		換気設備設置 【証】・【写】	換気設備の設置されていない居室に換気設備を設置、または換気のための床下換気孔もしくは屋根裏換気孔を設置
		環境に配慮した内装材使用 【証】・【写】	内装仕上げに珪藻土・天然無垢材・竹炭・調湿壁紙等の製品、またはJISで定めるホルムアルデヒド発散基準がF☆☆☆～F☆☆☆☆の建材を使用
		高断熱浴槽設置 【証】	既存の浴槽を高断熱浴槽（原則としてJISで定める保温性能による区分における「高断熱浴槽」の認証をJIS登録認証機関から取得している製品）に変更
		節水型便器設置 【証】	既存の便器を節水型便器（原則としてJISで定める大便器のうち「節水Ⅱ形」に該当し、JIS認証を取得している製品）に変更
		その他、環境に配慮した工事 【証】・【写】	その他、環境に配慮した工事と認められるもの
	②バリアフリー住宅改修	手すり設置	玄関・居室・トイレ・廊下・階段等に手すりを設置
		段差解消	各室の床およびこれらをつなぐ廊下等の段差を解消、または道路から建物の出入口までの通路の段差を解消
		廊下・出入口の拡張	廊下の有効幅を780mm以上に拡張、または出入口の有効幅を750mm以上に拡張
		扉改修	扉を引き戸に変更、または扉の吊り元を変更、ドアノブをレバー式に変更
		トイレ改修	和式便器から腰かけ式便器へ変更、または温水洗浄便器を設置、トイレ面積を増加、寝室近くにトイレを移設または新設
		浴室改修	浴槽の高さを400～450mmに変更、または浴室と脱衣室との床の段差の解消、床材を防滑仕様に変更、浴室に暖房器具を設置、浴室面積を増加
		その他、バリアフリーに配慮した工事	その他、バリアフリーに配慮した工事と認められるもの

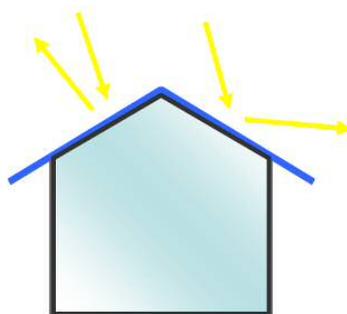
		工事内容	基準など
助成対象	③ その他の工事	屋根の軽量化 【証】	既存の粘土瓦・セメント瓦等の重い屋根材（1㎡あたり35kg以上）を1㎡あたり35kg未満の屋根材に変更 ※助成申請時に「工事証明書」の提出が必要
		外壁耐火パネルの設置 【証】	原則として既存の外壁全面を、火熱を遮る時間が45分相当以上（集合住宅の場合は60分相当以上）の性能を持つ外壁材に変更
		防犯ガラス・扉等の設置 【証】	防犯性能の高い建物部材（CPマークの認証を取得している建材）を設置
		家具転倒防止器具の設置	家具を固定する金具等の施工（家具本体の購入費は除く）
		その他、耐震性を高めるための工事 【写】	その他、耐震性を高めるための工事と認められるもの
		同時に行う工事	①、②または③の工事のいずれかと同時に行うもの
助成対象外	○新築・解体等の工事    ○店舗・事務所等の工事    ○フェンス・ブロック塀等の外構工事 ○植樹・剪定等の植栽、造園工事    ○電話・インターネット等の配線工事、テレビアンテナの購入・設置    ○家電製品の購入・設置    ○家具・カーペット・カーテン・ブラインド等の購入・設置    ○ハウスクリーニング・排水管清掃等    ○他の助成制度により支援を受ける工事など		

- ※1 【証】は助成申請にあたり「性能証明書」の提出が必要な工事を指します。（5～6ページ「◆助成申請」を参照）  
 ※2 【写】は助成申請にあたり「現場に搬入した資材の型番が確認できる写真および工事中の写真」の提出が必要な工事を指します。（5～6ページ「◆助成申請」を参照）

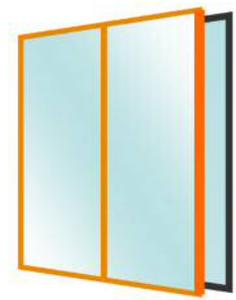
### 助成対象工事の例



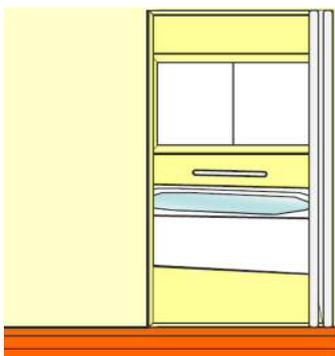
LED 照明器具設置工事



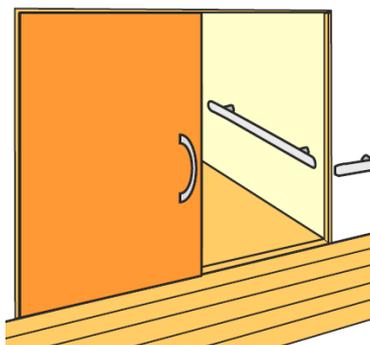
遮熱性塗装（屋根の塗装）



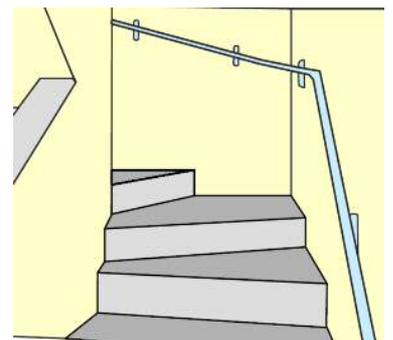
断熱化（内窓の設置）



浴室改修（出入口段差の解消・浴槽高さの変更・手すり設置）



内装工事（手すり設置・出入口段差解消・扉を引き戸に変更）



マンション共用階段に手すりを設置

## Ⅱ. 申込要件

### ◆申込できる方

(次に掲げるすべての要件を満たしている方)

～区民の場合～	
①	品川区民（改修後に品川区民になる場合を含む）
②	工事対象住宅（区内）に居住していること、または改修後に居住する
③	前年所得（所得税法に規定する前年の合計所得金額）が1,200万円以下
④	住民税を滞納していない
⑤	工事対象住宅が賃借の場合は対象工事について所有者から承諾を得ている

～マンション管理組合の場合～	
①	品川区内の分譲マンションである
②	助成対象工事（マンション共用部分の工事）について、総会等で区分所有者の承認を得ている

～賃貸住宅オーナーの場合～	
①	自己所有賃貸住宅（区内）について対象工事を行う
②	前年所得（所得税法に規定する前年の合計所得金額）が1,200万円以下
③	住民税を滞納していない

～共通の要件～	
①	この制度を初めて利用すること
②	予約申込時点に未着工で、平成26年3月31日(月)までに助成申請書類を提出できること
③	区内施工業者に発注して行う工事であること
④	助成対象工事費用（消費税抜き）の総額が10万円以上であること
⑤	助成対象工事について他の助成制度を利用していないこと
⑥	助成対象工事について建築確認が必要な場合は、原則として品川区建築課で取得すること

## Ⅲ. 提出書類

### ◆ 予約申込

工事前に都市計画課窓口へ提出してください。(平成26年2月28日まで)

～共通～	
①	予約申込書(第1号様式)
②	業者作成の見積書 ※資材の規格や金額内訳を確認することができ、業者印、予約申込者氏名の記載があるもの
③	工事予定箇所を確認することができる日付入りの写真

### ◆ 助成申請

工事完了後1ヶ月以内に都市計画課窓口へ提出してください。(平成26年3月31日まで)

～区民の場合～	
必ず提出	① 助成申請書(第2号様式)
	② 領収書の写し ※業者印、助成申請者氏名の記載があるもの
	③ 工事箇所の工事完了を確認することができる日付入りの写真
	④ 助成金交付請求書
	⑤ 口座振替依頼書
必要に応じて提出	⑥ 住民票の写し ※申請書裏面の「資格確認同意欄」に署名・捺印される場合は不要
	⑦ 住民税納税証明書または非課税証明書(平成24年度相当分) ※平成24年1月1日時点で品川区に住民票があり、申請書裏面の「資格確認同意欄」に署名・捺印される場合は不要
	⑧ 業者作成の請求書内訳 ※見積書の金額に変更が生じた場合は必要 ※資材の規格や金額内訳を確認することができ、業者印、助成申請者氏名の記載があるもの
	⑨ 性能証明書(対象工事に関する基準を満たしていることを確認することができるもの) ※2～3ページの工事内容欄に【証】の印がある工事を行う場合は必要
	⑩ 現場に搬入した資材の型番を確認することができる写真および工事時の写真 ※2～3ページの工事内容欄に【写】の印がある工事を行う場合は必要
	⑪ 検査済証の写し ※建築確認が必要となる場合は必要

#### ※提出書類に関する注意点

- ☆提出書類に不備がある場合は書類を再提出していただくことがあります。
- ☆大規模工事等の場合は助成申請時に図面を提出していただくことがあります。



裏面に続く

～マンション管理組合の場合～

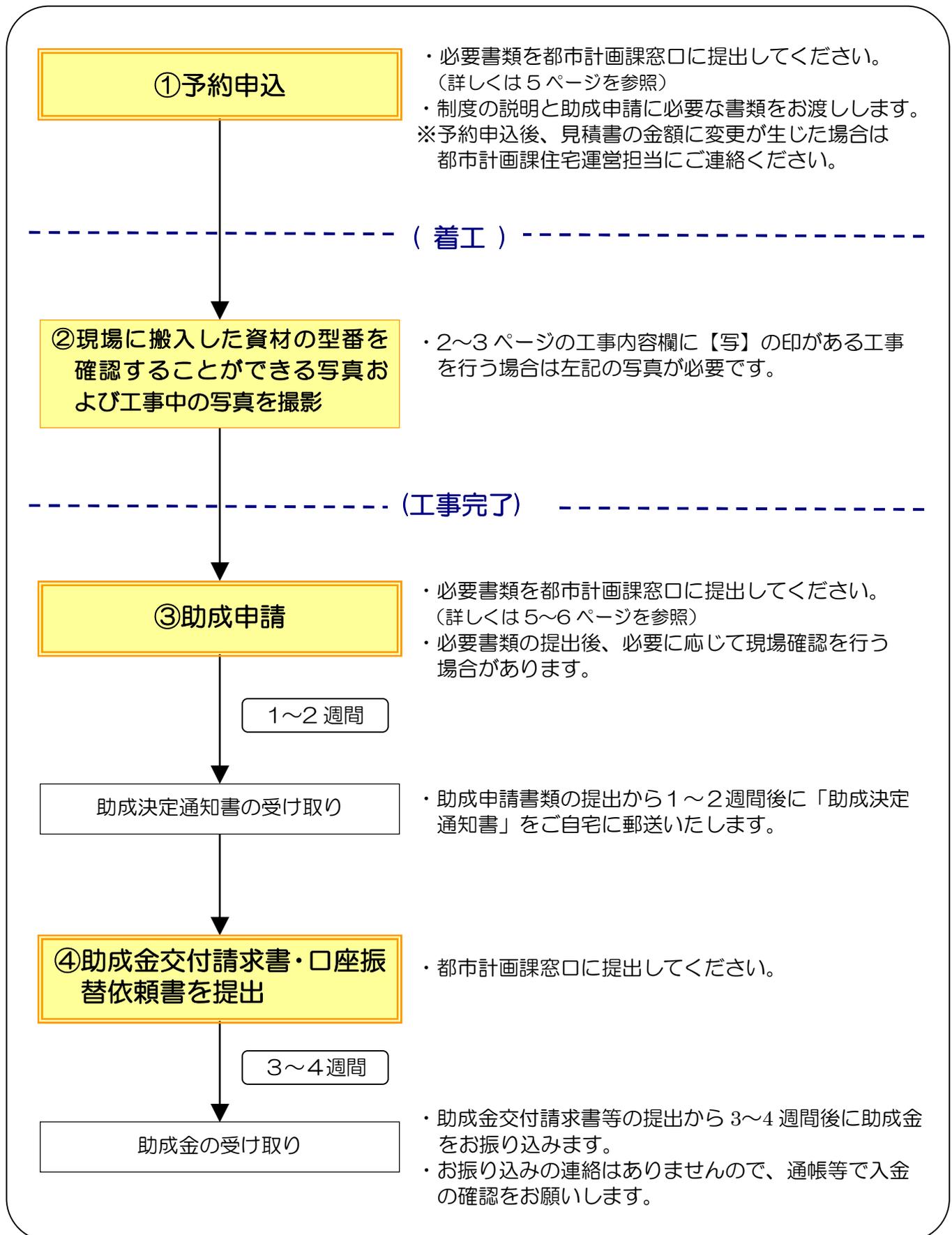
必ず提出	①	助成申請書（第3号様式）
	②	領収書の写し
	③	工事箇所の工事完了を確認することができる日付入りの写真およびマンションの外観・マンション名を確認することができる写真
	④	対象工事に係る総会等の決議書の写しまたはそれに代わるもの
	⑤	助成金交付請求書
	⑥	口座振替依頼書
必ず提出し、提出し忘れ	⑦	業者作成の請求書内訳 ※見積書の金額に変更が生じた場合は必要 ※資材の規格や金額内訳を確認することができ、業者印、助成申請者氏名の記載があるもの
	⑧	性能証明書（対象工事に関する基準を満たしていることを確認することができるもの） ※2～3 ページの工事内容欄に【証】の印がある工事を行う場合は必要
	⑨	現場に搬入した資材の型番を確認することができる写真および工事中の写真 ※2～3 ページの工事内容欄に【写】の印がある工事を行う場合は必要
	⑩	検査済証の写し ※建築確認が必要となる場合は必要

～賃貸住宅オーナーの場合～

必ず提出	①	助成申請書（第4号様式）
	②	領収書の写し
	③	工事箇所の工事完了を確認することができる日付入りの写真
	④	賃貸借契約書の写し（代表で一世帯分）
	⑤	助成金交付請求書
	⑥	口座振替依頼書
必ず提出し、提出し忘れ	⑦	住民税納税証明書または非課税証明書（平成24年度相当分） ※平成24年1月1日時点で品川区に住民票があり、申請書裏面の「資格確認同意欄」に署名・捺印される場合は不要
	⑧	業者作成の請求書内訳 ※見積書の金額に変更があった場合は必要 ※資材の規格や金額内訳を確認することができ、業者印、助成申請者氏名の記載があるもの
	⑨	性能証明書（対象工事に関する基準を満たしていることを確認することができるもの） ※2～3 ページの工事内容欄に【証】の印がある工事を行う場合は必要
	⑩	現場に搬入した資材の型番を確認することができる写真および工事中の写真 ※2～3 ページの工事内容欄に【写】の印がある工事を行う場合は必要
	⑪	検査済証の写し ※建築確認が必要となる場合は必要

## IV. 手続きの流れ

### ◆ 予約申込から助成金を受け取るまで



## V. その他

### ◆Q&A(よくある質問)

Q1. 申請書類の提出は代理人でも可能ですか？

A1. 代理人による提出でも構いませんが、申請書等の署名は原則として申請者本人による直筆でお願いいたします。なお、書類に不備があった場合などは適宜対応していただく必要があります。

Q2. 区内施工業者とは？

A2. 品川区内に所在する民間のリフォーム業者であり、区の指定などは特にありません。法人だけでなく区内在住の大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。

Q3. 区内施工業者を紹介してもらえますか？

A3. 都市計画課では区内建設組合4団体で構成される「品川区住宅センター協議会」を通じて、区内の施工業者を1者紹介しています。詳しくは都市計画課住宅運営担当へお問合せください。

Q4. 印鑑について

A4. シャチハタ以外の印鑑をご使用ください。なお、提出書類に押す印鑑はすべて同一のものをご使用ください。

### ◆工事を担当する業者さんへ

○ 見積書について

- ・ 予約申込者の氏名宛で作成してください。
- ・ 使用する資材の規格や金額内訳が確認できるように作成してください。
- ・ 助成対象工事を多岐にわたり行う場合は、「エコ」「バリアフリー」「その他」に該当する工事費用（諸経費を含む）を分類し、それぞれの工事費用の合計が分かるように作成してください。  
※別紙「見積書作成例(業者向け)」を参照

○ 写真撮影について

助成申請にあたっては、「工事前後の施工箇所の写真」が必要になる他、「現場に搬入した資材の型番を確認することができる写真および工事中的写真」が必要になる場合があります（詳しくは5～6を参照）。助成申請者本人が施工箇所等を撮影することが困難な場合など（屋根の上、足場が悪い工事中的の現場など）は、助成申請者と調整の上、写真撮影について対応をお願いします。

☆「予約申込書」・「助成申請書」・「予約申込書記載例」・「助成申請書記載例」・「見積書作成例（業者向け）」については区のホームページからダウンロードできます。

エコ&バリアフリー で検索



☆助成申請にあたっては、申請要件等をよく確認した上で手続きを行ってください。なお、申請内容の偽りやその他不正な手段により助成金交付の決定を受けたことが判明した場合には決定を取り消し、助成金を返還していただくことがあります。